

※電波法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号

別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較正又は校正(以下この号、第三十八条の三第一項第二号及び第三十八条の八第二項において「較正等」という。)を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して無線設備の点検を行うものであること。

- イ 独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)又は第百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正
- ロ 計量法(平成四年法律第五十一号)第百三十五条又は第百四十四条の規定に基づく校正
- ハ 外国において行う較正であつて、機構又は第百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正に相当するもの
- ニ 別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、イからハまでのいずれかに掲げる較正等を受けたものを用いて行う較正等

※電波法別表第 2(第 24 条の 2 関係)

- 一 周波数計
- 二 スペクトル分析器
- 三 電界強度測定器
- 四 高周波電力計
- 五 電圧電流計
- 六 標準信号発生器

※電波法別表第三(第 24 条の 2、第 38 条の 3、第 38 条の 8 関係)

事業の区分	測定器その他の設備
一 第三十八条の二第一項第一号の事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 周波数計 二 スペクトル分析器 三 バンドメーター 四 電界強度測定器 五 オシロスコープ 六 高周波電力計 七 電力測定用受信機 八 スプリアス電力計 九 電圧電流計 十 低周波発振器 十一 擬似音声発生器 十二 擬似信号発生器
二 第三十八条の二第一項第二号の事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 一の項の下欄に掲げるもの 二 変調度計 三 比吸収率測定装置 四 直線検波器 五 ひずみ率雑音計
三 第三十八条の二第一項第三号の事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 二の項の下欄に掲げるもの 二 レベル計 三 標準信号発生器